証券コード　9085
平成27年６月10日

株　主　各　位

小樽市色内１丁目８番６号
北海道中央バス株式会社
代表取締役社長　牧　野　和　夫

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　小樽市色内１丁目１番12号
　当社『中央バス第２ビル(小樽運河ターミナル)』４階講堂
　(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第72期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第72期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金の配当の件
　第２号議案　取締役11名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuo-bus.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuo-bus.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎　当日の受付開始は、午前９時を予定しております。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減等の影響があったものの、企業業績の向上を背景に、雇用・所得環境が改善し個人消費が底堅く推移する等、回復基調が続きました。道内の経済においても、住宅投資の減少等はありましたが、アジアを中心とした外国人観光客が増加する等、観光は好調さを維持しているほか、設備投資の増加等もあり緩やかに回復しております。

このような経営環境の中、当社グループは、地域社会に密着した営業活動を積極的に展開するとともに、収支改善や経営体質の強化等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高36,801百万円(前連結会計年度比2.2%増)、営業利益1,134百万円（同16.3%減)、経常利益1,269百万円（同14.4%減)、当期純利益854百万円（同3.6%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

(1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、札幌市内線では、利用者増加に対応した運行便数の増回、都市間高速バスでは、一部路線における女性専用車の運行、また、外国人利用客が増加している定期観光バスでは、外国語対応を強化する等、様々な需要喚起策を実施いたしました。さらには、「お客様ご意見･ご要望デスク」に寄せられた意見等を踏まえ、利便性向上に引き続き努めました。これらのほか、小樽市敬老優待乗車制度の事業者負担の軽減等による増収があったものの、消費増税に伴う平成26年３月の乗車券の駆け込み購入の反動減、プリペイドカード乗車券の発売終了等の影響により減収となりました。

貸切運送事業は、減車の影響がありましたが、平成26年４月から開始された安全に係わるコストを反映した新運賃・料金制度の適用もあり、前年並みの売上高を確保しました。

この結果、売上高は21,276百万円（前連結会計年度比0.5%減)、バス燃料費の減少等により営業利益は570百万円（同13.9%増)となりました。

(2) 建設業

建設業は、受注高では民間工事で大きく減少しましたが、繰越工事の進捗により完成工事高は増加しました。

この結果、売上高は10,325百万円（前連結会計年度比11.4%増）となりましたが、受注競争の激化により利益率が低下し、営業利益は181百万円（同51.6%減）となりました。

(3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、低価格競争が続く中、新規契約の獲得等により前年並みの売上高を確保しました。

この結果、売上高は2,737百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりましたが、人件費の増加等により、営業利益は63百万円（同7.6%減）となりました。

(4) 不動産事業

不動産事業は、テナントの解約等により賃貸収入が減少しましたが、仲介収入が増加しました。

この結果、売上高は859百万円（前連結会計年度比1.2%増）、修繕費の増加等により営業利益は373百万円（同1.2%減）となりました。

(5) 観光事業

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、ニセコ地区の良質な雪質に対する世界的な人気の高まりや円安効果等により、外国人スキー客が増加しました。小樽天狗山スキー場は、イベント開催効果や外国人観光客の増加により来場者が増加しました。ホテルニセコいこいの村は、インターネット販売の強化により外国人宿泊客が増加しましたが、道内団体宿泊客が減少しました。

この結果、売上高は864百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりましたが、スキー場施設の大型補修の発生により、117百万円の営業損失（前連結会計年度は44百万円の営業損失）となりました。

(6) その他の事業

飲食業は、消費増税による消費の冷え込みや天候不順の影響等により、減収となりました。介護福祉事業は、平成26年１月から運営を開始した複合型サービス事業所の収益が寄与し、増収となりました。旅行業は、企画商品の集客不振等により、減収となりました。

この結果、売上高は3,812百万円（前連結会計年度比15.4%減）、営業利益は66百万円（同22.2%減）となりました。

セグメント情報

（単位：百万円）

	旅客自動車運送事業	建設業	清掃業・警備業	不動産事業	観光事業	その他の事業	計	調整額	連結
外部顧客に対する売上高	21,181	9,913	1,687	552	853	2,612	36,801	—	36,801
セグメント間の内部売上高又は振替高	95	412	1,049	306	10	1,200	3,074	△3,074	—
売上高計	21,276	10,325	2,737	859	864	3,812	39,875	△3,074	36,801
営業利益	570	181	63	373	△117	66	1,137	△2	1,134

2. 対処すべき課題

当社グループは、地域社会に密着した企業グループとして、企業倫理を徹底し経営の社会的責任を果たしてまいります。

環境問題については、経営の大きなテーマとして、燃料節約運転の推進等により、CO_2排出量の削減に取り組むとともに、「人と環境にやさしいバス」の利用を促進するＰＲ活動を幅広く展開いたします。

また、少子高齢化が加速し、生産年齢人口の減少による人手不足が深刻化し、幅広い業種で人材確保が難しい情勢の中、バス乗務員等の人員確保を重要な経営課題として捉え、その対策に積極的に取り組んでまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

旅客自動車運送事業においては、経営の根幹かつ社会的使命である安全輸送について、より安全・安心なバスを目指し、「運輸安全マネジメント制度」に基づき、社員一丸となって取り組んでまいります。また、他社において健康状態に起因する重大事故が発生しておりますが、乗務員の健康管理について引き続き徹底してまいります。

乗合運送事業では、少子高齢化や地方都市での人口減少が進む中、「お客様ご意見・ご要望デスク」に寄せられたご意見等をしっかりと受け止め、利用者ニーズの的確な把握に努めてまいります。また、過疎化が進む地方の生活路線の維持に関し、「交通政策基本法」を踏まえ、関係自治体等と協議をしながら、地域公共交通の役割を果たしてまいります。

貸切運送事業では、安全に係わるコストを反映した新運賃・料金制度に基づき、適正な運賃・料金を収受し、安定した事業基盤の確立を目指してまいります。また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（セーフティバス）について、最高ランクである三つ星の認定を目指し、引き続き安全性の確保に向け取り組んでまいります。

建設業は、公共投資の減少による受注競争の激化、建設資材の高騰、技能労働者の不足が引き続き見込まれる中、営業力・技術力の強化、施工品質の向上を図ることで、顧客の信頼と優良案件の受注獲得を目指すとともに、原価管理の徹底により採算性の向上を図ってまいります。

清掃業・警備業は、競争の激化や人手不足が引き続き見込まれる中、収益性を重視した営業体制の構築、原価管理の徹底等を推進し、経営基盤の確立を目指してまいります。

不動産事業は、新規賃貸契約の獲得や遊休不動産の有効活用により安定収益を確保してまいります。

観光事業は、スキー場では、関係団体と連携しながら国内外のスキー客や観光客を誘致するためのプロモーション活動を強化してまいります。ホテルニセコいこいの村はニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」として、平成27年６月にリニューアルオープンいたします。和と洋が調和したより上質な空間ときめ細かなサービスを提供するとともに、インターネット販売を強化し、国内外の新規個人客の獲得を図ってまいります。

その他の事業においては、飲食業は、品質やサービスを向上させ他店との差別化を図ってまいります。介護福祉事業は、平成28年度に「マイラシーク」ブランドとして２棟目のサービス付き高齢者向け住宅を、札幌市内において開業する予定であります。中央バスの信用力を背景として、質の高いサービスを提供してまいります。旅行業は、地域に密着した商品を強化するとともに、東南アジアからの外国人観光客の受入れを進めてまいります。

また、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指す政府の政策その他もあり、道内においてもアジアを中心に外国人観光客が増加しております。様々な解決すべき課題があるものの、受入れ体制をより一層整備・充実するとともに、当社グループ内外の各種情報を収集・分析し、関連する事業において収益基盤の強化に役立ててまいります。

さらに、平成28年３月の新函館北斗駅までの北海道新幹線開業により、道内への観光客の増加が見込まれます。関係自治体・地域等と連携を図りながら、地域の観光振興への関わりをしっかり持って経営にあたってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

3. 設備投資等及び資金調達の状況

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,693百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区　分	内　　容	部　　門
車　　両	営業用バス新車68両購入	旅客自動車運送事業

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　69　期 (平成24年３月期)	第　70　期 (平成25年３月期)	第　71　期 (平成26年３月期)	第　72　期 (当連結会計年度 平成27年３月期)
売　上　高(百万円)	34,094	33,844	36,003	36,801
経常利益(百万円)	1,086	511	1,483	1,269
当期純利益(百万円)	722	151	886	854
１株当たり当期純利益(円)	27.52	5.76	33.75	32.55
総　資　産(百万円)	35,275	35,019	36,887	37,978
純　資　産(百万円)	25,773	25,989	26,780	27,837
１株当たり純資産(円)	975.13	983.35	1,013.37	1,053.05

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

5. 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
空知中央バス株式会社	50百万円	100％	旅客自動車運送事業
札幌第一観光バス株式会社	50	100	旅客自動車運送事業
株式会社泰進建設	152	100	建設業
勝井建設工業株式会社	50	100	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バス観光商事株式会社	100	100	観光事業、不動産事業、物品販売業
株式会社中央バス自動車学園	50	100	自動車教習所

(注) 1.　勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100％所有しております。
2.　平成27年４月１日付で、中央バス観光商事株式会社の不動産事業を当社が、また、同社の物品販売業を当社の連結子会社であるフアーストソニック株式会社が、それぞれ吸収分割により承継しております。また、同日付で、中央バス観光商事株式会社は中央バス観光開発株式会社に、フアーストソニック株式会社は中央バス商事株式会社に社名を変更しております。

6. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社３社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。

事業種目	事業内容
旅客自動車運送事業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建設業	土木建築工事の請負及び設計監理
清掃業・警備業	建物施設総合管理、警備保障
不動産事業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観光事業	スキー場、ホテル業
その他の事業	飲食業、公衆浴場業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、ITサービス業（乗車券発売・IT業務受託）、情報記録物製造業、旅行業

7. 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本社	小樽本社（本店）	小樽市色内１丁目８番６号	
	札幌本部	札幌市中央区大通東１丁目３番地	
事業部	小樽事業部	（小樽市）	（４営業所）
	札幌事業部	（札幌市中央区）	（14営業所）
	関連事業部	（札幌市中央区）	

(2) 子会社の主要な事業所

空知中央バス株式会社	（滝川市）
札幌第一観光バス株式会社	（札幌市豊平区）
株式会社泰進建設	（滝川市・札幌市中央区）
勝井建設工業株式会社	（岩見沢市）
中央ビルメンテナンス株式会社	（札幌市東区）
中央バス観光商事株式会社	（小樽市）
株式会社中央バス自動車学園	（札幌市北区）

（注）平成27年４月１日付で、中央バス観光商事株式会社は中央バス観光開発株式会社に社名を変更しております。

8. 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,007名(614名)	14名(△９名)

（注）1. 従業員数は就業人員であり、休職者、使用人兼務役員を含んでおりません。
2. パートタイマー・アルバイト等の臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

9. 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

1.　**発行可能株式総数**　　60,000,000 株

2.　**発行済株式の総数**　　31,460,000 株

3.　**株　　主　　数**　　1,582 名

4.　**大 株 主 の 状 況**

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持　株　数	出 資 比 率
中央バス総業株式会社	10,732 千株	36.91 %
株式会社北洋銀行	1,442	4.96
株式会社北海道銀行	1,439	4.95
北海道中央バス社員持株会	1,014	3.49
中央振興株式会社	813	2.79
加藤信吉	570	1.96
東京海上日動火災保険株式会社	396	1.36
株式会社菱友	341	1.17
極東建設株式会社	300	1.03
明治安田生命保険相互会社	279	0.96

（注）1.　上記大株主には、自己株式（2,388,662株）は含まれておりません。
　　2.　出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	平　尾　一　彌	中央バス総業株式会社　代表取締役社長
代表取締役社長	牧　野　和　夫	
専務取締役	加　藤　幸　嗣	整備担当 中央ビルメンテナンス株式会社　代表取締役社長
専務取締役	今　　雅　基	運輸・関連事業・輸送安全・観光関連担当 フアーストソニック株式会社　代表取締役社長
常務取締役	児　玉　　康	札幌事業部長
常務取締役	大　森　正　昭	内部監査室長　財務担当
常務取締役	橋　本　雄　二	労務部長　労務担当
取締役	二階堂　恭　仁	運輸部長
取締役	戸　井　宣　夫	株式会社泰進建設　代表取締役社長 砂川ハイウェイオアシス管理株式会社　代表取締役社長
取締役	岡　田　浩　司	中央バス観光商事株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	平　間　俊　一	
監査役	冨　岡　公　治	弁護士 冨岡公治法律事務所　所長 株式会社ダイナックス　社外監査役 北海道コカ・コーラボトリング株式会社　社外監査役 株式会社泰進建設　社外監査役 中央ビルメンテナンス株式会社　社外監査役
監査役	森　川　潤　一	公認会計士 森川公認会計士事務所　所長 和弘食品株式会社　社外監査役

（注）1.　監査役のうち、冨岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役であります。
2.　監査役冨岡公治氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3.　監査役森川潤一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4.　当事業年度中の取締役の異動
平成26年６月27日付で取締役の地位に次のとおり変更がありました。

氏　　名	変　更　後	変　更　前
加　藤　幸　嗣	専務取締役	常務取締役
今　　雅　基	専務取締役	常務取締役

5.　平成27年４月１日付で、フアーストソニック株式会社は中央バス商事株式会社に、中央バス観光商事株式会社は中央バス観光開発株式会社に社名を変更しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　員	報　酬　額	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取　締　役	11名	116,395千円	129,154千円
監　査　役 (う　ち　社　外)	３名 (２名)	16,910千円 (8,400千円)	18,510千円 (9,000千円)
合　　計	14名	133,305千円	147,664千円

(注) 1. 当事業年度末の取締役は10名でありますが、上記には、平成26年３月31日辞任の取締役１名を含んでおります。
2. 昭和63年６月29日開催の第45回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、月額13,000千円以内であります。
3. 平成７年６月29日開催の第52回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、月額3,500千円以内であります。
4. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は、720千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役冨岡公治氏は、冨岡公治法律事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ダイナックス及び北海道コカ・コーラボトリング株式会社並びに当社の子会社である株式会社泰進建設及び中央ビルメンテナンス株式会社の社外監査役であります。当社と株式会社ダイナックス及び北海道コカ・コーラボトリング株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役森川潤一氏は、森川公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は和弘食品株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

監査役冨岡公治氏は、当事業年度に開催された取締役会６回、監査役会９回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言等を行っております。

監査役森川潤一氏は、当事業年度に開催された取締役会６回、監査役会９回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言等を行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的に開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

社外取締役を置くにあたり、監督・助言機能を十分に発揮するためには、会社経営に精通し、かつ、当社の主要事業である公共性の高いバス事業について一定の理解を有していることが、社外取締役に求められる要件であると考えております。

このような観点からその選定を進めてまいりましたが、当事業年度末時点では適任者が見つからず、社外取締役が存在しない状態となっております。当社が求める要件を満たさない者を社外取締役とすることは、取締役会の運営に支障をきたす可能性があり、当社にとっては相当でないと考えております。

Ⅳ　会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2.　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内　　容	支払額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3.　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

Ⅴ　会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1.　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社長を委員長とし、取締役、部長及びグループ会社社長で構成する「企業倫理・危機管理委員会」を設置し、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認、社員等への教育・啓発活動等を実施する。

(2) 企業行動指針として制定した「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育を実施し、法令・定款・社内規程等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図る。

(3) 取締役会に直属の部署として「内部監査室」を設置し、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び危機管理体制（輸送の安全確保を含む）を定期的に監査する。

(4) 内部通報制度を設け、当社及びグループ会社における法令違反行為等、企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見及び是正に努める。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これに毅然とした態度で対応する。

2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程等に従って議事録、稟議書、その他定められた文書を作成し、文書管理規程等に基づいて定められた期間保存するなど適切に管理する。

3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各部署及びグループ会社は、それぞれの業務に関する損失の危険の把握、マニュアル等の整備、経営危機発生時の緊急体制の整備等、危機ごとの対応策及び防止策を、危機管理規程に基づき講じる。

(2) 危機管理規程及び関連する個別規程に関し、企業倫理・危機管理委員会において経営環境等の変化に応じて整備するとともに、運用状況の確認を行う。また、危機管理に関する事項について、年間活動計画に基づき、社員等に対する教育・訓練を行う。

(3) 輸送の安全確保が事業の根幹であることを公共交通事業者として深く認識し、法令に基づき輸送安全管理規程等を整備するとともに「輸送安全管理委員会」を設置し、積極的に輸送の安全確保に取り組む。

4.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は年４回四半期毎に開催する他、必要に応じ随時開催する。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と職務執行状況の監督等を行う。

(2) 常務会は随時開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行い、重要事項の決定等に反映させる。

(3) また、常務取締役以上の役員で構成される経営改革会議を随時開催し、経営方針・事業計画その他職務執行に関する重要事項が円滑に合意できるよう横断的な討議を行う。
(4) 効率的な事業運営を行うため、各年度の収支目標や中長期計画を策定し、その達成に向けて具体的な施策を実行する。取締役は、それらの進捗管理と課題の把握に努め、取締役会等の的確かつ迅速な意思決定を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 企業倫理・危機管理委員会において、グループ全体の企業倫理や危機管理の基本的な方針等を定め、グループ全体における業務の適正を確保する。また、グループ会社においても、各社社長の権限と責任のもと、「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育の推進や社内体制・社内規程の整備等に取り組む。
(2) 当社の経営企画室は、統括管理部門として関係会社管理規程等に基づきグループ会社の管理及び指導を行う。グループ会社における経営上の重要な事項は、事前に必要な手続きを経て当社の承認を受けたうえで実施する。
(3) 当社の役員等がグループ会社の取締役、監査役に就任するとともに、定期的に開催される経営会議に出席し、職務執行状況の監督等を行い、業務の適正を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会からの要請により必要に応じてその職務を補助する社員を置くこととし、その人事については、取締役と監査役会が協議し決定する。

7. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその内容を速やかに報告する。また、取締役及び社員は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。
(2) 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図る。
(3) 監査役会は、社長と定期的に会議を開催し、意見や情報の交換を行う。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する。

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
	千円		千円
流動資産	11,758,040	流動負債	6,048,925
現金及び預金	4,762,413	支払手形及び買掛金	2,209,451
受取手形及び売掛金	4,028,908	未払費用	449,274
有価証券	2,299,857	未払消費税等	526,074
たな卸資産	267,301	未払法人税等	127,552
繰延税金資産	154,996	前受金	313,587
その他	245,876	賞与引当金	185,206
貸倒引当金	△ 1,313	完成工事補償引当金	6,236
		工事損失引当金	53,447
		その他	2,178,094
固定資産	26,220,662	固定負債	4,092,101
有形固定資産	20,587,567	繰延税金負債	276,771
建物及び構築物	4,688,309	退職給付に係る負債	2,960,970
機械及び装置	358,016	役員退職引当金	295,136
車両運搬具	4,655,129	その他	559,222
工具器具及び備品	183,297	負債合計	10,141,026
土地	10,701,805	純資産の部	
建設仮勘定	1,008	株主資本	26,930,870
無形固定資産	173,580	資本金	2,100,000
		資本剰余金	751,101
投資その他の資産	5,459,514	利益剰余金	25,264,031
投資有価証券	5,028,701	自己株式	△ 1,184,261
長期貸付金	20,027	その他の包括利益累計額	718,569
長期前払費用	33,436	その他有価証券評価差額金	1,092,395
繰延税金資産	81,446	退職給付に係る調整累計額	△ 373,825
その他	322,437	少数株主持分	188,236
貸倒引当金	△ 26,535	純資産合計	27,837,676
資産合計	37,978,703	負債及び純資産合計	37,978,703

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		36,801,185
売上原価		33,305,371
売上総利益		3,495,814
販売費及び一般管理費		2,360,911
営業利益		**1,134,902**
営業外収益		
受取利息及び配当金	72,173	
持分法による投資利益	16,795	
助成金収入	29,815	
その他	24,244	143,028
営業外費用		
支払利息	102	
その他	7,918	8,020
経常利益		**1,269,910**
特別利益		
固定資産売却益	28,250	
補助金収入	35,004	
その他	10,691	73,946
特別損失		
固定資産除売却損	64,161	
固定資産圧縮損	30,727	
その他	8,078	102,966
税金等調整前当期純利益		**1,240,890**
法人税、住民税及び事業税	379,028	
法人税等調整額	△ 12,841	366,187
少数株主損益調整前当期純利益		**874,703**
少数株主利益（控除）		20,075
当期純利益		**854,628**

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
	千円		千円
流動資産	**5,913,040**	**流動負債**	**3,370,159**
現金及び預金	2,209,033	買掛金	571,782
売掛金	1,123,054	未払金	145,751
有価証券	2,299,857	未払費用	273,887
貯蔵品	94,455	未払消費税等	299,903
繰延税金資産	75,494	未払法人税等	66,935
短期貸付金	30,000	前受金	95,267
その他	81,728	預り金	569,683
貸倒引当金	△ 583	その他	1,346,946
		固定負債	**4,504,787**
固定資産	**24,357,400**	長期借入金	1,400,000
有形固定資産	**17,876,045**	繰延税金負債	623,260
建物	3,172,133	退職給付引当金	1,820,634
構築物	640,204	役員退職引当金	157,146
機械及び装置	360,122	その他	503,747
車両運搬具	4,558,643	**負債合計**	**7,874,947**
工具器具及び備品	120,102	**純資産の部**	
土地	9,023,832	**株主資本**	**21,310,520**
建設仮勘定	1,008	**資本金**	**2,100,000**
		資本剰余金	**751,101**
無形固定資産	**122,598**	**資本準備金**	**751,101**
ソフトウェア	114,307	**利益剰余金**	**19,193,634**
電話加入権	6,835	**利益準備金**	**525,000**
施設利用権	1,454	**その他利益剰余金**	**18,668,634**
		土地圧縮積立金	1,025,439
投資その他の資産	**6,358,756**	その他資産圧縮積立金	462,392
投資有価証券	4,676,759	特別償却準備金	14,912
関係会社株式	1,543,181	配当準備積立金	393,000
長期前払費用	26,688	別途積立金	13,800,000
その他	119,425	繰越利益剰余金	2,972,890
貸倒引当金	△ 7,298	**自己株式**	**△ 734,215**
		評価・換算差額等	**1,084,973**
		その他有価証券評価差額金	**1,084,973**
資産合計	**30,270,441**	**純資産合計**	**22,395,494**
		負債及び純資産合計	**30,270,441**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		
旅客自動車運送事業営業収益	19,943,921	
不動産事業営業収益	825,037	
その他事業営業収益	736,194	21,505,153
売上原価		
旅客自動車運送事業営業費	18,587,058	
不動産事業営業費	641,577	
その他事業営業費	797,458	20,026,095
売上総利益		1,479,058
一般管理費		902,271
営業利益		**576,786**
営業外収益		
受取利息及び配当金	115,068	
その他	19,455	134,523
営業外費用		
支払利息	1,452	
その他	169	1,621
経常利益		**709,688**
特別利益		
固定資産売却益	26,352	
補助金収入	32,307	
受贈益	250,000	
その他	29,624	338,284
特別損失		
固定資産除売却損	63,826	
固定資産圧縮損	30,113	
その他	5,372	99,312
税引前当期純利益		**948,659**
法人税、住民税及び事業税	251,971	
法人税等調整額	77,348	329,320
当期純利益		**619,339**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

北海道中央バス株式会社

取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 森 茂 伸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊藤 揮誉浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

北海道中央バス株式会社

取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 森 茂 伸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊藤 揮誉浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

北海道中央バス株式会社　監査役会

常勤監査役　　平 間 俊 一　㊞

社外監査役　　冨 岡 公 治　㊞

社外監査役　　森 川 潤 一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円　総額145,356,690円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日(月曜日)

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらおかずや 平尾一彌 (昭和17年９月18日生)	昭和41年４月　当社入社 平成５年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成12年６月　当社専務取締役 平成14年６月　当社代表取締役専務 平成17年６月　当社代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役会長(現任) （重要な兼職の状況） 中央バス総業株式会社代表取締役社長	24,000株
2	まきのかずお 牧野和夫 (昭和23年４月17日生)	昭和48年４月　当社入社 平成13年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社代表取締役専務 平成24年６月　当社代表取締役社長(現任)	35,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	加藤幸嗣 （昭和23年10月13日生）	昭和47年４月　当社入社 平成11年６月　当社取締役総務部長兼広報室長 平成13年６月　当社取締役運輸部長 平成17年６月　当社常務取締役札幌事業部長 平成23年６月　当社常務取締役 平成26年６月　当社専務取締役（現任） （担当） 整備担当 （重要な兼職の状況） 中央ビルメンテナンス株式会社代表取締役社長	97,053株
4	今雅基 （昭和25年６月20日生）	昭和49年４月　当社入社 平成15年６月　当社取締役労務部長 平成19年６月　当社常務取締役内部監査室長兼労務部長 平成21年４月　当社常務取締役　内部監査室長兼務 平成23年６月　当社常務取締役 平成26年６月　当社専務取締役（現任） （担当） 運輸・関連事業・輸送安全・観光関連担当 （重要な兼職の状況） 中央バス商事株式会社代表取締役社長	17,000株
5	児玉康 （昭和25年８月10日生）	昭和50年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役整備部長 平成20年４月　当社取締役経営企画室長兼整備部長 平成21年６月　当社常務取締役経営企画室長兼整備部長 平成22年４月　当社常務取締役経営企画室長 平成23年６月　当社常務取締役札幌事業部長（現任）	16,000株
6	大森正昭 （昭和26年９月５日生）	昭和49年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役総務部長 平成23年６月　当社常務取締役内部監査室長兼総務部長 平成26年４月　当社常務取締役内部監査室長（現任） （担当） 財務担当	21,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	橋本雄二 （昭和29年１月１日生）	昭和51年４月　当社入社 平成18年８月　当社小樽事業部長 平成19年６月　当社取締役小樽事業部長 平成21年４月　当社取締役労務部長 平成25年６月　当社常務取締役労務部長（現任） （担当） 労務担当	19,000株
8	二階堂恭仁 （昭和35年11月９日生）	昭和58年４月　当社入社 平成20年９月　当社運輸部長 平成23年６月　当社取締役運輸部長（現任）	10,000株
9	戸井宣夫 （昭和17年１月15日生）	昭和48年６月　当社入社 平成５年６月　当社取締役 平成11年６月　当社常務取締役 平成15年６月　中央ビルメンテナンス株式会社代表取締役社長 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　株式会社泰進建設代表取締役社長（現任） 平成23年５月　砂川ハイウェイオアシス管理株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社泰進建設代表取締役社長 砂川ハイウェイオアシス管理株式会社代表取締役社長	41,212株
10	岡田浩司 （昭和35年12月19日生）	昭和58年４月　当社入社 平成21年４月　当社小樽事業部長 平成23年６月　当社取締役経営企画室長 平成26年４月　中央バス観光商事株式会社（現・中央バス観光開発株式会社）代表取締役社長（現任） 平成26年４月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 中央バス観光開発株式会社代表取締役社長	18,000株
11※	泉山利彦 （昭和27年５月４日生）	昭和52年４月　サッポロビール株式会社入社 平成21年９月　同社北海道本社代表 平成23年３月　同社執行役員北海道本社代表 平成25年３月　同社北海道本社相談役 平成26年３月　同社退職	0株

（注）1. 取締役候補者のうち、当社との特別の利害関係を有するものは次のとおりであります。
(1) 平尾一彌氏は、中央バス総業株式会社の代表取締役であり、当社は同社から車両燃料等を購入しております。
(2) 戸井宣夫氏は、砂川ハイウェイオアシス管理株式会社の代表取締役であり、当社は同社に賃貸建物の管理業務を委託しております。
2. 社外取締役を置くことが相当でない理由
社外取締役を置くにあたり、監督・助言機能を十分に発揮するためには、会社経営に精通し、かつ、当社の主要事業である公共性の高いバス事業について一定の理解を有していることが、社外取締役に求められる要件であると考えております。
このような観点からその選定を進めてまいりましたが、現時点では適任者が見つからず、社外取締役が存在しない状態となっております。当社が求める要件を満たさない者を社外取締役とすることは、取締役会の運営に支障をきたす可能性があり、当社にとっては相当でないと考えております。
3. ※印は新任候補者であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　　小樽市色内１丁目１番12号
当社『中央バス第２ビル（小樽運河ターミナル）』４階講堂

交通機関
（当社バス）　小樽市内線をご利用の上、「本局前」または「小樽運河ターミナル」バス停にて下車願います。
※小樽駅前からご利用の際は、「小樽駅前」バス停（サンビルスクエア前）より「本局前」行きをご利用ください。（所要時間　5分）
（当社小樽ターミナルより徒歩　15分）

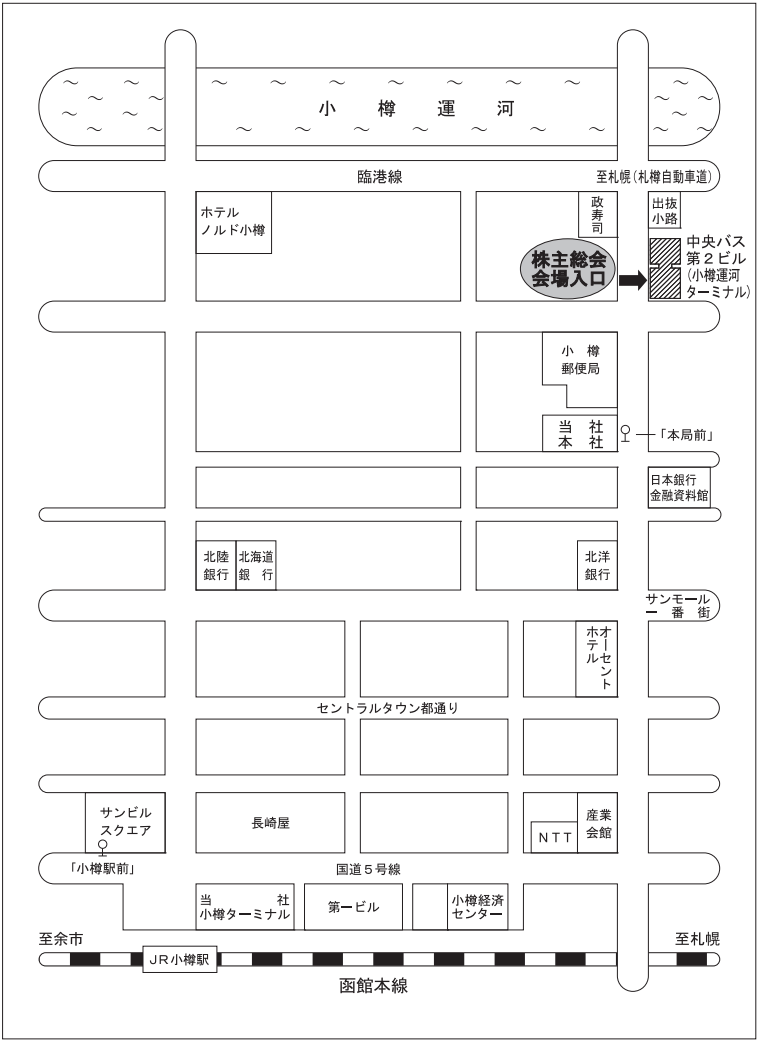

＜お願い＞　会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご出席はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。